

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成21年11月 6 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量作業）
- 2 作業期間 平成21年11月16日から平成22年 3 月24日まで
- 3 作業地域 佐賀市、小城市並びに杵島郡江北町及び白石町